

《セブンカード・プラス会員規約》

セブンカード・プラス会員規約(抄)

セブンカード・プラス会員規約(抄)		
現行	改定後	備考
第1章 総則 第3条（カードの貸与およびカードの管理） 1. 当社は、会員本人にカード（以下「カード」といいます。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれた IC カード（以下「IC カード」といいます。）を含みます。会員は、カード（ただし、署名欄（サインパネル）がある場合は、に直ちに当該カードの所定欄に会員自身の署名を行うもの）とします。	第1章 総則 第3条（カードの貸与およびカードの管理） 1. 当社は、会員本人にカード（以下「カード」といいます。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれた IC カード（以下「IC カード」といいます。）を含みます。<u>また、会員は、カード（ただし、を貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除きます。）を貸与されたとき）がある場合は、</u>に直ちに当該カードの所定欄に会員自身の署名を行うものとし	【改定】 実態に合わせるため
第11条（届出事項の変更） 1. 会員は、会員が当社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払口座（第 30 条に定めるものをいいます。以下同じとします。）、暗証番号、家族会員	第11条（届出事項の変更） 1. 会員は、会員が当社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払口座（第 30 条に定めるものをいいます。以下同じとします。）、暗証番号、家族会員、<u>国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等を指します。）</u>	【改定】 実態に合わせるため
第18条（ショッピングの利用） 2. 会員は、加盟店の店頭（自動精算機の場合を含みます。）において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの所定欄になされた署名と同一の自己の署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力に代わる所定の手続きを行うことによりまたは売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用することができます。	第18条（ショッピングの利用） 2. 会員は、加盟店の店頭（自動精算機の場合を含みます。）において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、<u>所定の売上票に原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、当社が認める場合には、加盟店に設定されている端末機への暗証番号の入力にかえて、</u>カードの所定欄になされた署名と同一の自己の署名を行うこと、<u>加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力に代わる所定の手続きを行うことによりまたは売上票への署名やまたはその他所定の手続きを行うことにより、</u>端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用することができます。	【改定】 実態に合わせるため

同条 3. (略) この場合、会員は、カードの提示および売上票への署名を省略することができます。	同条 3. (略) この場合、会員は、カードの提示および売上票へ<u>暗証番号の署名入力</u>を省略することができます。	【改定】 実態に合わせるため
同条 4. 会員は、両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、または、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。）については、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。	同条 4. 会員は、両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、<u>暗証番号の入力または、売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）</u>を行い、残額（<u>署名暗証番号入力等</u>を行った後、利用が判明した代金を含みます。）については、カードの提示、<u>売上票への署名暗証番号入力等</u>を省略することができます。	【改定】 実態に合わせるため
第 35 条の 2（取引の制限等） （新設）	第 35 条の 2（取引の制限等） <u>(5) 会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じとします。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合</u>	【改定】 実態に合わせ、項番を追加
同条 (5) (1) から (4) のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合	同条 (5) 前各号<u>(1) から (4)</u> のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合	【改定】 項番追加に合わせ、表記修正
第 36 条（退会および会員資格の喪失等） 4. 次のいずれかに該当した会員（(6) または (14) については、それに該当する会員をいい、家族会員が(1) から (5)、(8) から (13) および (15) (16) のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含みます。）は、(1)、(6)、(7)、(13)、 および (15) および (17) のいずれかに該当した場合は当然に、(2) に該当した場合には相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、(3) から (5)、(8) から (12)、(14)、(16) および (17) のいずれかに該当した場合	第 36 条（退会および会員資格の喪失等） 4. 次のいずれかに該当した会員（(6) または (14) については、それに該当する会員をいい、家族会員が(1) から (5)、(8) から (13)、(15) および (16) のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含みます。）は、(1)、(6)、(7)、(13) <u>、および (15) および (17)</u> のいずれかに該当した場合は当然に、(2) に該当した場合には相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、(3) から (5)、(8) から (12)、(14)、(16) および (17)<u>(18)</u> のいずれかに該当した場	【改定】 項番追加に合わせ、表記修正

においては当社が定めた方法で会員資格の喪失の通知をしたとき、会員資格を喪失するものとします。	合においては当社が定めた方法で会員資格の喪失の通知をしたとき、会員資格を喪失するものとします。	
同条 (新設)	同条 <u>(17) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日から、当社所定の期間が経過したとき。</u>	【改定】 実態に合わせ、 項番を追加
同条 (17) その他、当社が会員として不適格と判断したとき。	同条 (187) その他、当社が会員として不適格と判断したとき。	【改定】 項番追加に合わせ、表記修正
第 39 条（費用の負担） 本会員は、金融機関等にて振込みにより債務を支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、印紙税、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。	第 39 条（費用の負担） <u>1. 本会員は、金融機関等にて振込みにより債務を支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、印紙税、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</u>	【改定】 項番追加に合わせ、表記修正
同条 (新設)	同条 <u>2. 本会員が約定支払日に約定支払額を支払わなかった場合には、当社と本会員との間の精算のために当社に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当社または JCB が公表する金額を本会員は負担するものとし、本会員は当社の請求に基づき、当該金員を第 30 条に定める方法により当社に対して支払うものとします。ただし、本会員が約定支払日に支払わなかった約定支払額が金融サービスにかかるもののみによって構成される場合には、この限りではありません。</u>	【改定】 実態に合わせ、 項番を追加

取扱会社： 株式会社セブン・カードサービス 〈登録番号：関東財務局長 第 01282 号〉 〒102-8437 東京都千代田区二番町 4 番地 5			取扱会社： 株式会社セブン・カードサービス 〈登録番号：関東財務局長 第 01282 号〉 〒 102-8437 <u>100-0005</u> <u>東京都千代田区二番町 4 番地 5</u> <u>東京都千代田区丸の内 1-6-1</u>			【改定】 本部移転に伴い、住所を変更
加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報	加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	<u>登録情報</u>	【改定】 実態に合わせるため
C I C	J I C C ・ 全国銀行個人信用情報センター	※	C I C	J I C C ・ 全国銀行個人信用情報センター	※	
J I C C	C I C ・ 全国銀行個人信用情報センター	※	J I C C	C I C ・ 全国銀行個人信用情報センター	※	
※提携個人信用情報機関の加盟会員により 利用される登録情報は、「債務の支払いを 延滞した事実等」となります。			<u>※提携個人信用情報機関の加盟会員により 利用される登録情報は、「債務の支払いを 延滞した事実等」となります。</u>			